

## 条 例

議会の議決を経た「千曲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和8年7月3日

千曲市長

千曲市条例第26号

## 千曲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

千曲市消防団員等公務災害補償条例（平成15年千曲市条例第208号）の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の千曲市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた千曲市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。